

# 福祉車両の対象箇所の修理に関する非課税扱いについて

一般社団法人 日本福祉車輛協会

福祉車両の修理においては、消費税を非課税扱いすべき箇所が含まれております。

また、対象箇所の修理に伴う部品の仕入れは課税扱いですが、請求時は非課税扱いとなり、その場合、作業工賃も非課税扱いとなります。

国税庁の見解に基づき、福祉車両の修理を受託される際は適正な処理が必要となります。詳しくは消費税法や国税庁ホームページのタックスアンサーをご確認ください。

【注意】・対象箇所の点検作業は課税扱いとなります。

・修理を伴わない対象箇所の部品販売は課税扱いとなります。

## ■消費税法（抜粋）

### 消費税法第6条

消費税は、国内において事業者が行った資産の譲渡等および特定仕入れが課税の対象となるが、これらの取引であっても、消費に負担を求める税としての性格から課税の対象としてなじまないものや、社会政策的配慮から、別表第1・第2に掲げる取引については消費税を課さない。

## ■国税庁ホームページのタックスアンサー（関連事項）

タックスアンサー No. 6214 身体障害者用物品に該当する自動車 [令和6年4月1日現在法令等]

対象税目 消費税

概要

(1) 乗用自動車のうち非課税となるものは、身体障害者の使用に供するものとして特殊な性状、構造または機能を有する次の自動車です。

イ 身体障害者による運転に支障がないよう、道路交通法第91条《免許の条件》の規定により付される運転免許の条件の趣旨に従い、その身体障害者の身体の状態に応じて、手動装置、左足用アクセル、足踏式方向指示器、右駐車ブレーキレバー、足動装置、運転用改造座席の補助手段が講じられている自動車

ロ 車椅子および電動車椅子（以下「車椅子等」といいます。）を使用する者を車椅子等とともに搬送できるよう、車椅子等昇降装置を装備し、かつ、車椅子等の固定等に必要手段を施した自動車（乗車定員11人以上の普通自動車については、車椅子等を使用する者を専ら搬送するものに限りません。）

(2) (1)に該当する自動車であれば、その譲渡、貸付けおよび製作の請負と、次の修理が非課税とされます。

イ (1)イの補助手段に係る修理

ロ (1)ロの車椅子等昇降装置および必要手段に係る修理

(注1) 他の者から委託を受けて一般自動車を非課税対象となる自動車に改造する行為は、製作の請負に該当し、非課税となります。

(注2) 改造代金のみならず、改造をした自動車の譲渡代金が非課税となりますが、例えば、いったん一般自動車を購入し、その後改造を行う場合には、当初の一般自動車の購入は課税となり、改造代金についてのみ非課税となります。

(注3) 補助手段の部品や装置自体の譲渡は非課税とはなりません。

タックスアンサー No. 6201 非課税となる取引 [令和6年4月1日現在法令等]

対象税目 消費税

概要

消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行う取引を課税の対象としています。

しかし、これらの取引であっても消費に負担を求める税としての性格から課税の対象としてなじまないものや社会政策的配慮から、課税しない非課税取引が定められています。

主な非課税取引

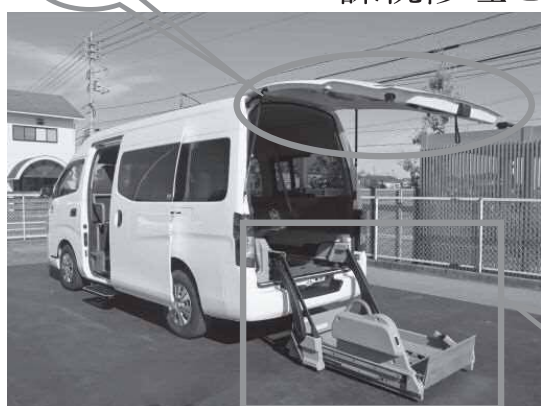
(14) 一定の身体障害者用物品の譲渡や貸付け等

義肢、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車椅子、身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造または機能を有する自動車などの身体障害者用物品の譲渡、貸付け、製作の請負およびこれら身体障害者用物品の修理のうち一定のもの

課税

### 『課税修理と非課税修理の例』

課税



非課税



非課税

課税



課税

非課税



### 『請求書 事例 1』

整備内容	技術料(円)	数量	部品単価(円)	部品小計(円)
車いす固定装置交換	11,250			
車いす固定装置		1	32,700	32,700
<b>消費税非課税</b>				
	(A) 技術料		(B) 部品代	
	11,250		32,700	

### 『請求書 事例 2』

整備内容	技術料(円)	数量	部品単価(円)	部品小計(円)
エンジンオイル交換		3	1,050	3,150
オイルエレメント交換	500	1	1,200	1,200
ブレーキオイル交換		1	1,500	1,500
ワイパーゴム(フロント・リヤ)交換		3	1,000	3,000
フロントブレーキパット交換	3,000	1	8,300	8,300
スタビライザーリンクロッド左交換	3,000	1	3,720	3,720
ウォッシャー液補充		1	200	200
バッテリー交換		1	14,800	14,800
フロントタイヤ交換	2,000	2	6,900	13,800
車いすスロープ スライダー交換	※ 16,000	1	2,000	※ 2,000
※印は消費税非課税です。				
	(A) 技術料		(B) 部品代	
	24,500		51,670	

■本件に関する問合せ先：一般社団法人日本福祉車両協会 本部事務局

電話番号 06-6901-0294 ホームページ <https://jwva.net/>